

新 城 市 議 会

総 務 経 済 委 員 会

令和7年12月18日（木曜日）

総務経済委員会

日時 令和7年12月18日（木曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 付託議案審査

第139号議案	「質疑・討論・採決」
第140号議案	「質疑・討論・採決」
第141号議案	「質疑・討論・採決」
第142号議案	「質疑・討論・採決」
第143号議案	「質疑・討論・採決」
第144号議案	「質疑・討論・採決」
第145号議案	「質疑・討論・採決」
第158号議案	「質疑・討論・採決」
第159号議案	「質疑・討論・採決」
第160号議案	「質疑・討論・採決」
第161号議案	「質疑・討論・採決」
第162号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（9名）

委員長 浅尾洋平	副委員長 今泉吉孝	
委員 加藤稜唯	古瀬 剛	鈴木長良 村田康助
長田共永	中西宏彰	丸山隆弘
議長 佐宗龍俊		

欠席委員（なし）

傍聴者（なし）

説明員

総務部、企画部、産業振興部、建設部、消防本部の課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 阿部和弘 書記 山本弘美 書記 松井康浩

開 会 午前9時00分

○浅尾洋平委員長 ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

これより、17日の本会議において、本委員会に付託されました第139号議案から第145号議案まで及び第158号議案から第162号議案までの12議案について審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第139号議案 新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第139号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第140号議案 新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 資料をいただいたものから大体分かりますけれども、条例を見まして、市長の場合は加算される割合がちょっと2つに分かれておるんですけれども、一般職とはまた当然、違う特別職ということで、

0.2と0.25を分けてあるのかなと感じたんですけれども、説明お願いできますか。

○浅尾洋平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 こちら、国から加算する率の分け方というのが示されておりますので、それに従って特別職はそういう表記の条例とさせていただいておるところでございます。

○浅尾洋平委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

あと、資料に基づいてですけれども、今回の人事院勧告における0.05分については分かりますけれども、全体の額として大変な大きな額で、今までも当然、私も承知はしておりましたけれども、この庁舎内の中では一番たくさんさんの支給額ということで、この三役の皆さん、今、市民が物価高騰の中で大変困っている状況の中で、これだけいただける中で、一時金の差額の支給ということにもなるわけですが、その辺りは決まりで進んでいくというのが世の常なのかなとも思いますが、ちょっと断トツに多いもんですから、その三役の皆さん、特に心得て、しっかりと市民のために働く決意というのですか、その辺のところをどのようにちょっと表現していただけるかなと思って、これは御本人たちに聞くのが一番いいかも分かりますけれども、市の体制の中ではどのようにお考えでしょうか。

○浅尾洋平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 議員も含めまして三役の期末手当でございますけれども、令和元年に、市議会からのお話がありまして、新城市特別職報酬等審議会に期末手当に係る意見を求めましたところ、人事院勧告に準拠するのが望ましいという答申をいただきましたので、市としましてはそれに準拠して人事院勧告が出れば、それに準じて変更しておるところでございますけれども、昨今、財政状況厳しいことは承知しておりますけれども、やはり、今回の期末手当が増額されるということですから、

ので、三役もしっかりと市民の期待に応えるようにしていくものと考えております。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第140号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第141号議案 新城市職員の給与に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第141号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第142号議案 新城市森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例の廃止

を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 昨日の本会議質疑から確認をさせていただきます。

滝川議員からもありましたが、浄化槽にひびが入ったということでのいろいろ説明いただいて大体分かりましたけれども、その後に、相次ぐ故障ということもちょっと言われておったんですよ。それは、浄化槽の相次ぐ故障だったのでしょうか、ほかにも不具合があったのか。その辺のどこ、確かめたいと思います。

○浅尾洋平委員長 藤原森林課長。

○藤原一宏森林課長 故障につきましては、浄化槽、またひび割れということで、一旦、平成26年度に修理をしておったところですが、またひび割れが出たよというような形となっております。

○浅尾洋平委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 その同じ箇所でも相次ぐ故障がその後、起きたということで理解してよかったですかね。ほかの箇所がまた影響しているのかということもあったもんですから。

○浅尾洋平委員長 藤原森林課長。

○藤原一宏森林課長 すみません。ブローにも不具合があったということで、ほかの箇所にもありました。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第142号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第143号議案 新城市営住宅管理条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

長田共永委員。

○長田共永委員 昨日の本会議で大体確認はできておるわけなんですけど、昨日、瑕疵担保責任の話が出ました。今現在、契約不適合責任と言われると思うんですが、改めてこの売買契約において、自身は免責特約をつければ何ら問題ないと思っておりますので、その点をまず確認させてください。

○浅尾洋平委員長 金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事 委員がおっしゃられるとおりだと思いますけども、まだちょっと契約前ということですので、その辺は十分含めて契約をしていきたいと思います。

○浅尾洋平委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 改めて、瑕疵責任、契約不適合責任については、例えば、これ民民契約の扱いというか、行政と市民の土地のやり取りでもそうなんですけど、普通の甲乙契約という理解でよろしいんでしょうか。宅建業者は通さずに、普通の契約上の、いろいろ市と民間が契約してる普通の甲乙の契約だという理解でよろしいでしょうか。

○浅尾洋平委員長 金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事 そのような理解でよろしいかと思えます。

○浅尾洋平委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 そうした場合でしたら、宅建業者を通さないということですので、契約不適合責任において免責事項、またその期間等を短くするとか、そうした対応を本文とし

ていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○浅尾洋平委員長 金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事 いわゆる一般的な重要事項説明みたいなことは当然していきたいとは考えております。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 昨日の本会議質疑の中の関連のところで、少し確認をさせてください。

今回、川合住宅の10戸のことだと理解をしておるわけでありすけども、今回のこの長寿命化計画によって築後30年経過したことによって、今回、これが上がってきたということなんですけども、その内訳として説明いただいた中でちょっと確認なんですけども、ほかに移転を希望されされておるところが4戸、それから、譲渡を希望されとるところが5戸ということで、あと1戸はどういう内容でよかったでしょうか。

○浅尾洋平委員長 金田都市計画課参事。

○金田浩司都市計画課参事 整理してもう一度お伝えいたします。10戸のうち、5戸が買取りの希望をされております。4戸が既に移転を完了しておりますので、1戸につきましては令和2年10月に退去しておりますので、今回の対象にはなっていないということになります。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第143号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第144号議案 新城市基金条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 これも、1点だけ確認をさせていただきます。

利子補給基金の関係なんですけども、新型コロナウイルスの感染症に対する利子補給基金の活用の実績については、昨日、本会議質疑の中で御答弁いただきまして、件数としては、令和3年から令和6年までの期間にあっては件数153件ということだったと思います。

金額も答弁いただいたんですけども、ちょっとメモし切れなかった部分がありましたので、金額のトータルで結構ですのでこの金額のところだけ教えてください。

○浅尾洋平委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 合計153件の2,812万9,400円でございます。

○浅尾洋平委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 その基金残高がゼロになったという理解でよかったでしょうか。

○浅尾洋平委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 現在は、基金がゼロ円となっておりますが、令和6年度に88万6,600円残額がございまして、今年度、国に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還命令により88万6,600円を国に返還しまして、残高ゼロとなっております。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第144号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第145号議案 新城市火災予防条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 1点だけ確認させていただきます。

第29条の火災に関する警報が発せられた場合における火の使用についてということで1から7まであるかと思うんですけど、今回（7）の部分が条例改正によって削除されるということなんですけども、削除の理由についてお聞かせください。

○浅尾洋平委員長 澤上予防課長。

○澤上幸男予防課長 説明させていただきます。

まず、この条例ができたときの生活の形態が大分、昔と今では変わってきてまして、屋内で要はかまどとか直接火を使うものを使用しとったということがあって、こういった「屋内の火が外に出ないように窓を閉める」となっていました。現在は、そういった屋内で実際かまどとかそういうのではなくて、ほぼこんろとかそういう安全性の確保されたものとか、技術の発展によって自動消火設備とか

ついたものが普及していますので、そういったことを踏まえて国もこういったものを削除したということになります。

以上です。

○浅尾洋平委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 理解をいたしました。

今回の一般サウナの関係のところで、少し条例が変更になった部分があるんですけども、これもそれに関連してという捉え方でよろしかったでしょうか。

○浅尾洋平委員長 澤上予防課長。

○澤上幸男予防課長 一般サウナのほうは、まずサウナ設備というものが今まで火災予防条例でありました。ただ、近年のサウナブームで、簡易的なテントとかバレル、木の樽といったものにサウナ設備をつけて、個室のサウナみたいなものが普及し始めてきました。そうすると、サウナ設備というのは、放熱設備というのが中にあるんですけど、ストーブですか、そういったものは、離隔距離というのがありまして、壁との距離とかが安全性を確保するために。

ただ、その現行のサウナ設備の離隔距離ではどうしてもそういった狭い空間ですので、離隔距離が取れないという理由がありまして、国も規制緩和の一環として、その総務省令を改正して離隔距離を短くしました。

ですから、今回のこのサウナ設備に関しては、規制緩和に似てるんですけど、規制緩和とあと簡易的なサウナの普及に伴って法令をそこに追いつかせるような改正となります。

以上となります。

○浅尾洋平委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 その後半の林野火災に関する注意報についてでありますけれども、これずっと今回の新規の入れたところを読んでいくと、市長が判断をされて、何かによって判断されて指示を出すという流れになると思うんですけども、昨今の新城地域の気象状況を見まして、そういう今後この条例に当ては

めて出されるような条件というのは、どうなんでしょうかね、最近天気もずっといいんですけども。

○浅尾洋平委員長 澤上予防課長。

○澤上幸男予防課長 お答えします。

まず、この条例改正で、その後、火災予防条例施行規則で定めようと思ってるんですけど、まず、発令基準に該当するか、要件として期間を1月から5月ということで定めています。その1月から5月の間に、実際まず注意報の発令基準に該当したことが、今年ですと22件ありました。

続きまして、林野火災の予防を目的とする火災に関する警報に該当するものはゼロ件で

ありました。

以上となります。

○浅尾洋平委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

新城って広いもんですから、場所によってまた違うではないですか、この3日間のトータル、こういう状況見てという判断だとか、あと一月前遡った状況での判断というもの。その辺どういうふうに判断されていくのか、教えてください。

○浅尾洋平委員長 澤上予防課長。

○澤上幸男予防課長 判断は、今回、雨量が関係してくるところがあって、気象庁の雨量計が新城市内はついてるんですけど、うちの消防本部としては、北設も管内に入っていますので、県の雨量計が各町村と、あと新城市もついてるもんですから、そちらで、今のところ雨量を確認していくような対応を取っています。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第145号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第158号議案 市有財産の無償譲渡を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 これは、昨日の説明ですと長楽の集会所ということだったと思いますが、これ導水路関係の施設ではなくて、市のほうで当然、建てられたということですね、この平米数、延べ18平米ですか。これで市が管理されておったという状況で、土地は地元のものですよということなんですけど。

建設が平成の初め頃でしたか。その辺もう少し教えてほしいんですが。

○浅尾洋平委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 長楽の消防器具庫につきましては、地元から提供、指定をいただいた土地に、市が消防器具庫を設置したものにになります。

設置の年度は平成2年になります。

以上です。

○浅尾洋平委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 昨日、長楽集会所と確か説明があったと思うんですけども、そうではなかったですかね。

○浅尾洋平委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 消防の器具庫が設置されておる土地の同一敷地内に、長楽の集会所も建設してあるという状況です。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第158号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第159号議案 市有財産の無償貸付けを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第159号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第160号議案 財産の取得を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第160号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第161号議案 訴えの提起を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 資料を先にいただいて、ちょっとびっくりしてしまっておったんですけども、細かくて申し訳ないです。この資料の中で、令和元年度の金額が10万6,550円になっていて、以降下がっておりますよね、2千円ちょっと。これ、何か原因があったんですか、契約のし直しだとか何かありましたかね。

○浅尾洋平委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 当初、貸し付けておったのが食堂の部分と休憩所の2か所だったものが、休憩所の部分は別になりまして食堂だけの貸付けに変わったことによるものです。

○浅尾洋平委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 休憩所というところでしたかね。

○浅尾洋平委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 場所は御存じだと思いますけれども、奥にある今使用しているのが食堂と言われる部分で、手前側の駐車場に近

いところにもう1つ建物がございます。そちらになります。

○浅尾洋平委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 もう1つちょっと確認します。

お話をされた経緯というのが細かく書いていただいておりますけれども、ここまでに至った経緯の中で、昨日も本会議の質疑の中でもありましたが、督促も含めて当然、請求もされていくわけでありましたが、その都度のチェック、書類上のチェックも含めてなされたのかどうかという、昨日ありました。

その辺のところを再度確認したいということと、ここまでに至ってしまった経緯、非常にちょっと残念なんですけれども、この間、この会社も地域とタッグを組んでやりとか、いろんな取組をやったように見えましたが、なかなか私たちも行き会う機会もなく、議員はそれぞれの立場で行かれたかも分かりませんが、非常に残念な経緯でありますけれども、何とかこれ努力していただければと思っておりましたが、今回こういう手続が一步進むということで、それはそれでまた進めざるを得ない状況だと思います。

あと、さきの私が言った面についてもう1回説明していただけますか。

○浅尾洋平委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 過去数年にわたり、口頭での督促のみとしてきたことにつきましては、何とか穏便に、前向きに問題を解決したいということを優先しておったため、こういった対応になっておったと聞いております。結果として、一部納付された年はあったものの問題解決には至らず、今となっては対応が後手に回ってしまっていたと感じております。

これまでの対応に関する問題点を十分検証し、今後に生かしてまいりたいと思っておりますが、今回結果としてこういった形になってしまったことは非常に残念に思っておりますし、反省しております。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第161号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第162号議案 訴えの提起を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第162号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

~~~~~

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認め、そのように決定をしました。

これをもちまして、総務経済委員会を閉会いたします。

閉 会 午前9時34分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務経済委員会委員長